

道央廃棄物処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成26年4月1日条例第9号)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項については、千歳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年千歳市条例第30号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「千歳市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。